

統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会（第10回）議事録

1 日時 平成18年12月15日（火）10時00分から11時55分

2 場所 総務省統計局 6階特別会議室

3 出席者

構成員：竹内啓座長、大橋豊彦委員、小川直宏委員、土屋隆裕委員、新村保子委員、舟岡史雄委員、梶川融専門委員、松島洋専門委員

総務省：衛藤英達統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査企画課長、千野雅人経済統計課長

4 議題

- (1) 試験調査の結果について（中間報告）
- (2) 基準・条件について
- (3) 試験調査に対する意識調査について
- (4) 今後の進め方について
- (5) その他

5 配布資料

- (1) 個人企業に関する経済調査（試験調査）の結果について（中間報告）
- (2) 今後の審議予定（案）

参考

- (1) 地方公共団体が民間開放を行う際の役割分担等について（図）
- (2) 試験調査に対する意識調査について

6 議事録

竹内座長 それでは、ただいまから第10回の統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会を開催いたします。よろしくお願ひします。

まず、本日の議題に入る前に、今回から専門委員として議論に参加していただくことになりました太陽A S G監査法人総括代表社員の梶川さんにお出でいただいておりますので、一言ごあいさつをお願いします。

梶川委員 梶川でございます。よろしくお願いいたします。

竹内座長 よろしくよろしくお願いいたします。

本日の内容ですが、議題の第1は試験調査の結果についての中間報告であります。前回もお出ししたんですが、今回は詳しいデータがありますので、それについてご意見いただきたいと思っております。

第2は、これまでもいろいろ議論してまいりました基準・条件について全国的な民間開放の際の契約のあり方などについての基準・条件についてガイドラインのようなものを作成するというのですが、それについてより具体的な形で示していただきます。

第3は試験調査に対する意識調査で、試験調査員の応対等についての意識調査を行っていますが、これについて事務局から説明いたします。

それから、今後の進め方等、いろいろと今回も議題がありますので、なるべく要領よく進めていきたいと思っております。

それでは早速議題に入りまして、第1は試験調査の結果についてであります、これについて事務局からご説明をお願いします。

飯島課長 お手元の配布資料について、簡単に説明させていただきます。資料1ということで、全部クリップ留めしております。この中にグラフ、資料1の参考、がっております。

その次に委員限りということで入札仕様書に盛り込む骨子イメージと、それから民間委託する際に発生するリスクについてというペーパーをつけております。

その後、資料2が1枚紙でございまして、参考1、参考2と続きます。

また最後に、委員限りということで科学技術研究調査における民間競争入札実施要項案をつけております。これも2つありまして、2つ目のつづりは前回お示したのものからの変更点がわかるようにした資料です。

資料全体の概要は以上です。

早速ですが、資料1につきまして説明いたします。

資料1の構成ですが、最初に3枚紙のペーパー。次にデータA、データBというのをそれぞれつづっております。さらに参考、参考とあります。データAとデータB、これにつきまして、恐縮ですが、並べてご覧いただければと思います。今回は、試験調査7 - 9月期の結果

について分析したもので、結果の検証ということではこのデータを基に今後受託事業者に対するヒアリング、これは事務局で直接出向いて聞くものですし、また研究会の方でヒアリングということも考えておりますが、こういったものを通じて実施することが必要ではないかと考えております。

本日は、この分析に当たっての視点とか留意点とかということにつきまして、こういう観点から見る必要があるのではないかといったご意見をいただければと考えております。

まず調査Aの方で、データAというのをご覧いただきますと、この分析からは7 - 9月期のデータに、さらにこの後10月 - 12月期のデータも合わせて分析することにより、同じ調査対象に調査を継続することによって受託事業者、調査対象者双方の習熟による影響も分析していくことがさらに必要ではないかと思っております。それから、回収率とか未記入の状況について、求められる水準を民間事業者は十分に理解しなかった可能性についても明示する必要があるかと思っております。さらに民間事業者がどの業務にどういった程度のコストをかけているかといった視点も必要ではないかと思っております。

まずデータAとデータBと両方最初にありますのが調査票の回収状況ということで、これは前回の研究会で示したものをもう少しブレイクダウンしてまとめたものです。1つの行が1つの調査地区を示しております、1つの県で複数の調査地区、つまり複数の調査員を稼働させたところはそれぞれ別な行でデータを示しております。

試験調査Aの方は先般の研究会で報告しましたように、全体が93.1%ですが、その後追送分ということで11月13日までに回収した調査票も含めると97.8%という状況になっております。本体の調査の方は99.2%となっております。

それから、試験調査Bの方は、前回ご覧いただきましたように、地域ごとにばらつきがありまして、特に北海道が回収率72%ですが、追送分まで含めると99%になっております。

こういった状況で、最初の資料1の3枚紙のペーパーをご覧いただきますと、その1番の回収状況についての分析に当たっての視点、留意点ということで配布から収集までのスケジュール管理がどうなっているか、あるいは想定外の状況に対する連絡体制がどうであるか、こういったものを事業者にヒアリングする必要があるのではないかとこのように考えております。

それぞれ次のページが代替率を示したグラフです。トータルの代替率は一番左にあるグラフが示しているとおりです。この調査は途中で調査が難しい、いろいろな理由で調査できない場合に、次の代替りの個人企業を対象に調査することを認めておりまして、最終的にどれだけの数の代替が行われたかというのを示したグラフがこのデータです。一番左がトータルの数で、

その内訳が右にありますとおりで、例えば、調査Aで見ますと本体調査が59.5%、試験調査が93.4%という状況です。また、調査Bですと、地域ごとに相当ばらつきがあると。一番低いところは25.8%、一番高いところは126.6%という状況です。この内訳を見まして、特に注目する必要があるのは、調査に協力しないというような非協力を理由にしたもので、これはそれぞれA、Bにあるとおりの状況です。

こういったデータを踏まえまして、資料1の留意点ということで、代替を行った背景、仮に調査拒否された場合にどのような対応をして、その結果代替を行ったか、このような状況をさらに聞く必要があるか。あるいは調査スタッフに対してどのような研修、指導をしていたのかといったものも確認する必要があるのではないかと考えております。

次に、未記入の状況、グラフにつきましてそれぞれ次のページをご覧くださいますと、これが回収はしたけれども未記入であった項目がどれだけあったか、それぞれの項目別にどれだけの率の未記入かというのをまとめたグラフです。調査票の方はこの資料1の参考 というところにつけておりますが、実際には1枚紙の表裏ということで、1面、表面に業況判断項目を中心に調査をしておりまして、主に裏面に経理項目、具体的な金額を書くような調査設計しておりますけれども、そこにあるように、A、Bいずれにおいても裏面で未記入が大きくなっております。

特に、調査Aも含めて業者間でばらつきが見られます。この中で調査Bの北海道については非常に未記入率が低いですが、これは当初の回収された72%をベースに集計したことに留意する必要があるかと思えます。このように業者間のばらつきが多いということで、資料1の留意点のところ以案として書きましたのは、経理項目に関する調査員の知識がどうであったか、あるいは調査客体にどのような形で説明したか、こういったものが確認項目になるかと思えます。

それからもう1つ、資料1のところ状況と書いてありまして、西日本における未記入率に差異があるということがあります。これはデータAの図A-4で都道府県別の未記入の状況で、全般的な傾向を見ますと少し西日本の方の数字が大きくなっております。調査Aの事業者について、実施地域、恐らく各支社ごとに指導したということが考えられますので、その実施地域ごとの実施体制がどうであったかといったことも確認する必要があるかと考えております。

それから、次のページの記入不備の状況。これについては調査Bはそれほど問題がなかったので調査Aだけグラフをつけております。やはり経理項目が少し記入不備が多くなっております。これについては資料1にありますように、調査スタッフへの指導方法とか審査に係るスケジュール管理、人員配置と、このようなものを確認する必要があるかと思えます。

最後に、A、B両方のグラフがありますが、主な検査項目について相互にチェックをして矛盾があった割合がどうであるかということで、例えば左から2つ目、3つ目につきましては営業経費の金額とそれからその内訳となるべき給料賃金、利子割引料と、これの金額の大小に矛盾がどのくらいあるかという状況です。これも資料1にありますように、調査スタッフへの指導方法、スケジュール管理、審査に係るスケジュール管理、人員配置といったものを確認をする必要があるかと考えております。

以上、資料1の説明でございます。

竹内座長 どうもありがとうございました。

この結果について、やはり試験調査の部分について問題はあったということはわかったと思いますが、感想やご意見を伺いたいと思います。

小川さん、どうぞ。

小川委員 調査Aと調査Bの結果を見ると、調査Bの広島県が代替率や未記入率などがダントツに悪く、ほかの県に比べてパフォーマンスが非常に悪い。たしか前に議論したときに予算が出てきたときに広島県だけ異常に低かった。そういうことが原因なのかどうかというのが1つあります。

それから、例えば図B - 3で広島県のところ、問10のところは非常に未記入が多くて、その次のページにある図B - 4を見ると、今度は問10と問11との関連における矛盾の割合というのも、またダントツに多い。せっかく答えた中でもさらにクロスすると悪いということは、もう書かないところは、未記入だけじゃなくて答えてくれた中でも矛盾が多いということで、かなり問題があるなという印象を得たのですが。この辺少し、なぜそうなったかということをやっと調べていただけたらと思っています。

舟岡委員 私も同じ感想でして、調査Bについては、静岡、福井を担当した受託業者の結果が比較的良いと思いますが、それ以外は余りかんばしくない。費用の点で広島の受託業者は非常に低い落札価格ですし、調査Aについても規模の効果が働くのか働かないのかわかりませんが、一県当たりで見ますと調査Bの北海道から京都まで担当した業者の落札価格よりも安い。だから、金額が安いところはそれなりの結果となっているという、単純に見ますと、そのような当たり前の結論となりますが、では、それがどういうメカニズムでこういう結果をもたらしたかという分析が必要かなという気がします。

竹内座長 どうぞ、何かご感想ありましたら。

新村委員 感想ですけれども、やはりかなり厳しい状況であるというのが私の第一の感想で

す。回収率はとりあえず一生懸命上げたけれども、その中における調査項目の信頼性が極めて低いということをかなり深刻に受けとめておりました。まだ途中ですので、最終的にはそれがどこに原因があるのかということを引きちと追求しないとこのままもし指定統計をこういう形で民間に委託して、こういう結果が出てきた場合困ってしまうわけですね。

したがって、果たしてこれは生じないようにできるのかどうかということに大変に懸念を持っております。そのためには何をしたらいいかということ、原因、なぜ未記入のまま放置されているのかということと、それから結果に矛盾があるケースについてどのように審査をして、チェックすることを多分指導しておられると思うんですが、それがどういう形でやられていて調査員が何回行ってというようなことをかなり詳細に各調査会社にヒアリングをする必要があると思いますね。

民間の普通のアンケート調査ですと実はこのくらいあってもまあ結果が何百かあればいいやというような感じでやっている部分もあると思うので、それとは違うのであると。そのためにはやはり調査員がどこまでやるか。

それからもう1つは調査員の質がどこまでそこに追いついていたのかということ調査会社に評価してもらったらどうか。こういう難しい経理項目について果たして周知できていたのかどうか。普通のアルバイトの、例えばアルバイトの方を使った場合に経理項目って何です、これは何を書くんですかと聞かれて答えられたのかどうか、一体どこに原因があるかということ、ぜひ最終的にチェックをして、そしてそれが果たしてきちとマニュアルをつくることで回避できるのかどうかというところをぜひ検討いただきたいと思いました。

小川委員 1点言い忘れたんですけれども、図A - 4というのと図B - 3というので、広島県のところ、またこだわっているんですけれども、図A - 4は広島県3.8%ですね。どう見ても図B - 3はトータルは出ていないけれどもどう見てもほかの県と比べて、静岡なんかはかなり両方の調査A、Bとも整合性があるのですけれども、これは何か調査Bの場合は何か特異な状況があったのだと思うので。であれば広島だけの地域性の問題ではなくて、さらに調査会社自身の何かやり方に問題があったのではないかと。

だから、この2つA、B比べてみて選別できるというのも1つの手ではないかと思えます。

土屋委員 これからやられると思いますが、記入された中で例えば金額、本体調査と記入された分の中での試験調査を比べてみてどういうところがどういう企業が未記入だったのか。今期の雇用状況という問6も未記入が多いようですが、例えば回答があった中で比べてみて未記入だった企業というのがどのような特徴を持っているのかということも調べたらいいのではな

いかと思います。

竹内座長 今回の点ですけれども、今度は試験調査の分と本体調査の分について同じ対象に関するいろいろな集計値を計算して、その比較もされるわけですね。

飯島課長 集計はこれからです。

竹内座長 それで集計値がどれくらい違うかということもチェックする必要があると思います。

全般的な印象として申し上げれば、民間委託をした部分でもうまくいっているところは一応満足すべき状況にあるけれども、そうでないところもあるということです。そして、特に広島県の調査Bを行ったところには大分問題がありそうです。しかもそれは一番安く落札したところでもあります。安かろう悪かろうの仕事をされるところがあっては困るので、今後、基準等をつくるときには、きちんと質をチェックできるようにしておかないといけないと思います。無条件で一般競争入札をすれば、高い質が期待できなくても一番安い業者が落札することになりますので、その辺は基準をはっきりしておく必要が明らかにあります。

もう1つ、広島県に関して問題だと思えるのは、調査Aにも問題ですけれども、調査に協力しないというところ、調査Aでも試験調査が本体調査に比べてかなり大きいわけですね。そして、特に調査Bでは広島県において非常にそれが大きいわけですね。なぜこのような差が生じたのかということはよく検討する必要があります。つまり、それは調査員の態度が悪かったのか、依頼の仕方に十分な熱意がなかったのかというようなこともあるかもしれませんが、民間調査だということによる調査される側の不信感という問題もあると思います。それはこの後、試験調査に関しても調査客体への意識調査を行いますから、そちらにも関係することですけれども。

いろいろ問題が残っているということをはっきりしたと思いますので、それをどのようにこれから追跡して、どのようにして改善の方向を見つけるかということについてはいろいろご検討していただきたいと思います。

それで、先ほどの説明の中で、これについてこういうことを聞こうと思いますというようなことをいろいろおっしゃいましたけれども、そのことはまとめてどこかに書いてありますか。

飯島課長 資料1に、の最初の2枚が調査Aについての分析に当たっての視点、留意点と、こういった中身について確認したらどうかというのをまとめた結果です。3ページ目が調査Bですが、ほとんど調査Bは調査Aに書いてあるものと同じでございますので、1ページから2ページの各項目の分析の視点で、今考えていることは書いております。

竹内座長 これについて何かご意見。

舟岡委員 代替の理由はどのように調査したのでしょうか。図B - 2とかA - 2とか。

竹内座長 代替はこれだけしましたと、それはいいのですが、その後代替の理由とありますね。

飯島課長 調査地区の名簿に代替した場合にはどういう理由で代替したかというのを調査員が書き込んで、それで次の企業に行くというような形で調査しております。

舟岡委員 地域によって景気の状態は違うと思うのですが、廃業について、B - 2を見ますと、その理由が地域によってかなりぶれていますね。この理由が本当に確認して理由をつけたのか、それとも調査員がある程度こういうところと判断して勝手につけたのか。もし後者だとすると大変問題になります。メイキングにつながりかねないわけですね。

竹内座長 この中で見ましても、移転、休業、廃業と、こういうのは別に調査員がいいかげんにやったとは思いませんけれどもね。調査に協力しないということはつまり一番調査員との関係で問題になると思いますね。だから、調査に協力しないということはなぜそうであるのかというのが一番問題だと思いますよ。

飯島課長 代替の理由のところについてもヒアリングで確認をしたいと、どのような形で代替を行ったか、その理由については確認したいと思っています。

廃業のところもトータルで、例えば調査Bですと、トータルの数字と若干相関があるような形になっていて、何か特別な原因があるのかどうかその辺も含めて確認の必要があると思います。

竹内座長 調査Aでも、廃業というのも何か試験調査が本体調査よりも50%も多いというのも不思議な話です。これはそう違うはずないと思いますね、ランダムに分けたわけですから。

土屋委員 調査に協力しない本体調査の割合が20.8%で、試験調査Bの福井、静岡、京都に比べれば高いのですが、多分これに大都市が入っているからだと思いますので、試験調査Bでやった都道府県別に本体調査の理由別代替状況を知りたい。調査に協力しないというのは本体調査よりも試験調査Bの方が県によっては低いわけですから。

事務局 試験調査Bにつきましては各地区にサンプルを増やして実施しておりますが、本体調査は基本的には比較できるものとする7 - 9月期に調査を開始したところということで、全国でも1,000サンプルしかありませんので、都道府県別にするとやや数が非常に少なくなってしまうので。東京、大阪等の一番大きいところとはともかく、福井等はやや統計的にどうだろうかというところはございます。

飯島課長 ご参考までに、調査区の地区の数、これが調査員の数と同じと考えてもいいと思

いますが、それぞれのデータBとデータAの最初の表ですね、ここにある行数が調査地区の数になっておりまして、福井は本体調査、試験調査Aとも一調査地区、広島も同様でございます。ただ、若干これだけでも傾向が見られるかどうかというのは見ておく必要はあるかと思えます。

新村委員 試験調査の業種構成というのは大体本体に合わせてあるんですか。業種によってかなり違う、特に廃業とかですね、そういうのはかなり違うと思うのですが、結果を見るときにこの地域で例えば繊維が多いとか建設が多いとかそういうようなことも一応加味して考えた方がいいかなと思いました。

事務局 最初にサンプルを当てるときには本体調査と試験調査同じような形で産業別のコードをとっておりますが、代替をとるときにそこまで見ておりません。

新村委員 業種は合わせてないわけですか。

事務局 代替が多いものについてはそういったところも合わせて連続して見る必要があるかもしれません。

新村委員 かなりゆがんでいる可能性ありますね。

事務局 はい。

竹内座長 代替率というのは本体調査でも60%あるわけだからかなり高いですね。ということ、事後のサンプルは事前に計画したサンプルとはずれてくる可能性がありますね。その辺はいろいろ推計のときには注意しなきゃいけないことだと思いますけれども。

千野課長 本体調査は同じ産業からとるようにしています。

竹内座長 では、産業構成は変わらない。

千野課長 変わらないです。小売なら小売の中でとっていますので。

新村委員 製造業の内訳まで合わせておられる。

千野課長 そうですね。

新村委員 ただ今度の試験調査はやってないわけですね、そこまでは。

竹内座長 全く同じ方式で代替の取り方が決めてある。では、全くサンプリングスキームは試験調査と本体調査は全く同じなんですね。

新村委員 では、業種構成のゆがみは。

飯島課長 細かいところは確認してみますけれども、若干そこは限界があってとりきれていない部分もあるというように聞いています。

竹内座長 その最後の判断のところが。要はとにかくそういう意味では試験調査と本体調査

とは全く、基本的には全く同じサンプリングスキームでやっているわけですから、集計値は標本誤差以外の食い違いを生じないはずですから、その集計値を出していただいた方がいいですね。

舟岡委員 集計値の場合、ロジックチェックで引っかかった10%ぐらいはどうするのですか。これを外して集計するとしますと、ざっと見ますと、試験調査Aでは25%ぐらいの標本が集計から外れる。そういう理解でよろしいですか。

竹内座長 集計の方式ですね。

飯島課長 今のご質問の中身、どうなっているのかを確認させていただきます。

竹内座長 後で、もう少し正確に確認して。

飯島課長 はい。

竹内座長 それから、このチェックですが、調査票の審査というのはもう一度きちんとするわけですよね。その部分まで入っているのですか。とにかく最後まで数字が出たところでどのくらい違うかと一応見たいですね。

資料1でこういうことが問題点だろうというようなご意見がございますか。

やはり基本的には、それぞれでどういう調査員を使って、その調査員に対してどういう教育をしたかということがかなり問題のような気がします。それは聞けるわけですね。それは全部に通じてなるべく聞いていただきたいですね。

飯島課長 本日いただいたご意見を踏まえて、聴取する中身をもう一度整理いたしまして、それで事業者に事前に事務局で少し状況を聞いた上で、改めてこちらの場にも来ていただいてヒアリングできるようにしたいと考えております。

竹内座長 全体的な評価からすると一遍に全部不合格とするわけにはいかないけれども、やはり試験調査Bで広島県を担当したところは少なくともこのままでは合格にできないという気がします、いかがでしょうか。

試験調査だからそこへ罰則的にどうということと言わなくてもいいですけども、本体調査でもしこれから本番でこれをやったときにこういう状況になられては困るので、やはりこの程度の成績ではいわば不可。

舟岡委員 全国もそうでしょう。これはひどすぎます。

竹内座長 これもやはりそもそも未記入が多すぎる。

新村委員 回収だけでは。

竹内座長 未記入が多すぎますよね。だから、全国も我々の試験に落ちたといえますね。そ

れ以外のところはA、B、C、Dでいえば、いいところはBぐらいつけてもいいかなというぐ
らいのところだと思うのですが、せいぜいCで、Aはとてもないですね。

ここに事業者の方に来ていただいてヒアリングするときに、皆さんからいろいろ意見も質問
もついでに厳しい評価も言っていた方がいいと思いますね。この程度で本体調査を実施
できると思われては困りますよということをお願いしていた方がいいと思います。

舟岡委員 BかCでも、未記入やロジックチェックで矛盾があります。これを加えようと1
割の標本が使いものにならないわけですし、ひどいところと比べるとよさそうに見えますが、
個人企業経済調査の本体と比べると明らかに差がありますね。

竹内座長 ですから、本体はAというかももう少し上だと思って考えて、本体よりよければ最
近ときどきあるSというようなのがありまして、優良可の上に秀とかいうのがあるんですね、
そうしてもいいのですが、本体と同じなら優・Aをあげてもいいのですけれども、少し悪くて
もこの程度なら仕方がないというのがBで、よほど改善しなくては困るなというのがCで、こ
れではとてもだめというのがDというぐらいの感じでいうと、やはりCとDというぐらいのと
ころしかなさそうですね。

新村委員 本体調査と今回の試験調査のどこでその差異が出ているかということを追求して
いただきたいと思います。一番先端の調査員の質なのか、会社のスケジューリングなのか研修
の中身なのかという具合に細かく分けて、差が発生している場所があるはずなので、そこをぜ
ひ聞いていただきたいと思います。

もちろん調査員の質というのは教育でよくなるわけですが、とりあえず今回の調査をしたと
きにどこまで教育したのか、元々だめなのか、それから熱意なのかということもありますよね。
よく調査員の方に話を聞くと何回も何回も報酬と関係なく回収に回っているなどという話を承
ると、そこまでやらせたのかどうかとか。そういうところも含めて差異が生じた原因追求をぜ
ひヒアリングでお願いしたい。

それは別に相手を糾弾する意味ではなくて、以後どうしたらよくなるかというそういう意味
であるということを事業者にも申し上げた方がいいと思います。「あなたたち、だめじゃない
か」という形で言うと、恐らく余りおっしゃらないのではないかと思うので、やはりそうでは
なくて、どこをどう直したらいいかということを得るためにこのヒアリングをしているのだと
いうことを業者の方にわかっていただいて、正直にと言うと変ですが、本音が伺えたらいいな
と思っております。

舟岡委員 特に試験調査Aについて、それが該当すると思うのですが、回収率、未記入率等

も地域によって随分と違うようですので、それが調査の仕組みによるのか、支社がその当該県になくて遠いところから監督しているためなのか、調査における指導の仕方によるのか、それとも調査員の質によるのか等の原因を調べていただきたいと思います。調査員の年齢とか各種の情勢がどうなっているか等についてもぜひ明らかにしていただきたいと思います。

竹内座長 本体調査の調査員はどういう人ですか。普通のいわゆる登録調査員ということですか。どういうシステムでこれは実施しているのですか。

千野課長 調査員は通常市町村から推薦してもらった調査員ということですが、個人企業経済調査は規模の小さい調査ですので調査員の数も多くありません。多くが登録調査員、優秀な調査員だと思います。数が多くなるとだんだん質が落ちてくるという傾向が一般にあるのですが、今回の場合は数が少ないですから。

竹内座長 例えば家計調査は非常に難しい調査ですから、調査員がかなり特別な人がやらないとできないようなことがありますけれども、今回はそのようなことはないのですか。

千野課長 一般的な企業調査ができる調査員であれば、基本的な経理項目がわかれば大丈夫です。

竹内座長 それで、とにかく調査非協力という比率が本体調査と試験調査で大分違うと思うのですが、これは調査に非協力というのは実際に協力対象が多いわけじゃなくて、説得の熱意の違いということが非常にあらわれているという気がします。ですから、その辺はよく調べていただいて。熱意の違いというのがまたどれだけ真面目に書いてもらうかということにも反映して、適当に書いてくださればいいですよ、というような程度でやるのと、ちゃんと書いてください、と一生懸命言うのでは大分違うのではないかという気がしますから。そこら辺のところを少し突っ込んでいろいろ聞いていただきたい。業者にそういうことについて調査員を教育してほしいということは言った方がいいのだらうと思います。

とにかくこの試験調査の結果は内容的にはいろいろ心配の種が入っているのですが、逆に言えばこの試験調査はそれだけ極めて有意義だったと思いますね。つまり、こういうことをまともにも実施せずにいいかげんところで済ませちゃったら後が大変。

梶川専門委員 今差異の原因のお話がありましたが、これはやられている事業者ご自身がその問題があったところの改善についての方策というのも聞いた方がよいかと思います。その改善の方策及びそれに対する工数というのでしょうか、別の言い方をすればコストですね、その辺をどのように考えられるのか、方策があってコストをかければ、今の問題点を直すことができるのか、はたまた改善策すら自分たちは浮かばないというのであれば、これはかなり問題で

はないかと思えます。

先ほど安かろう悪かろうの話が出ていたのですが、一回やられてみてもう少しコストを上げれば、プライスを上げればもう少しいい結果が得られると思われるかどうかというのが重要な問題になるのではないのでしょうか。

竹内座長 今の点、今回は一回限りの契約ですから改善して次にどうやるということまで業者の方は考えていないかもしれませんが、もし今後もやるとしたときにどのように改善できるかということをやはり聞いた方がいいと思えます。

それでは、この問題はよろしいでしょうか。

次の議題第2は、基準・条件についてです。これにつきまして事務局からご説明をお願いします。

飯島課長 それでは、委員限りの資料でございますけれども、これに沿って説明いたします。

これは今後、地方公共団体、市区町村が自ら入札をする際にある程度イメージを、中身をこちらから示す必要があります。それは法定受託事務の処理基準という形で示す、あるいはさらにそれに付随する形で示すものになるかと思えますが、本日配布しておりますのは、その骨子イメージということで、項立てがこのような形になるということを中心に、若干こういったものが中身としては入るのではないかというのを書き込んだものです。

まず、「1. 調査の内容及びその実施に当たり確保されるべき質」ということです。前回まで横型の資料で論点をまとめて出ささせていただきましたけれども、そういったものも頭に入れながら書き込んだものでございます。

「(1) 調査の概要等」ということで、調査の目的、対象等を記述する。

「(2) 市における調査の実施に係る委託業務の内容」ということで、民間委託を行う地方公共団体で対象とする業務内容、期間というのを記述する形になるかと思えます。例えば、就業構造基本調査の場合の想定している業務内容ということで、調査区の確認、調査票の配布・収集等そこに書いております。ここについてどこまで業務のやり方を細かく仕様書に規定する必要があるのか、逆にアウトプットとかアウトカムで業務を事後的にチェックすることで足りるのかどうか、そういったことも1つの論点になるかと思えます。

それから、「(3) 業務の実施に当たり確保されるべき質」ということで、これも世帯調査の就業構造基本調査の場合を想定して幾つか案を並べてございます。まず「回収率」ですが、案1としては、対象世帯の100%から回収することを目標にして、その100%を下回った場合には1%につきいくらかの委託費の減額をします。案2としては、100%回収が目標ですが、実

績値から設定した基準回収率という現行の実績値を基本にしたものを置いて、そこには % 以上とありますが、それを達成するものとするという書き方にしております。その基準回収率を上回った場合には1%につき一定額の増額、下回った場合には逆に減額をするという案です。1つの考えるアイデアということで、まずは2案書いております。

これについては本当に目標を設定するかしないのかというそもそもの話もありますし、達成の率に応じた減額をするということがいいのかどうかというものもございませう。また、余りにも回収率が低かった場合にどうするのか。それは是正命令とか契約解除とか別な形の措置が必要になるのかどうか。そういう場合に含まれる措置は何があるか。このあたりは論点が非常に多いのではないかと考えております。

それから、不十分な記入の調査票を集めたものを回収と考えるかどうかということ。これは次ページにある未記入等の防止というところにもつながると思いますけれども、こういった状況の調査票を回収と見るかというのもあろうかと思っております。

次ページにいきまして、「未記入等の防止」ということで、世帯への適切な説明あるいは調査票の検査等を通じて未記入、誤記入をなくすよう努めるということ。それから、市が必要に応じて改善を求めるものとする。ここは抽象的な書き方、具体的な数字はここには挙げず、案としては書いております。

「2.入札参加者の募集等」ということで、スケジュールとか入札参加者が提出すべき書類あるいは入札参加者に対してこちらから開示する情報、こういったものを盛り込むことになるかと思っております。

「3.入札の参加資格」。これは「(1)必須の業務遂行能力を有していると認められること」と「(2)当該地方公共団体で一般に求められる入札参加資格を満たしていること」の2つございませう。(2)は一般的な入札参加資格を満たしているということになると思っておりますが、(1)としては必須の業務遂行能力を有していると認められることということで、幾つかの項目を満たすというのを条件に盛り込んでどうかということも挙げてございませう。この必須の業務遂行能力ですが、これは具体的にその次の4-(2)にあります必須項目等と同じになります。

「4.落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法」ということで、まず「(1)落札者の決定は、総合評価競争入札によるものとする。」ということを書いております。これは地方公共団体の入札の実務上こういった形、総合評価をとり得ない場合についてはさらに検討する。例えば必須項目の審査を厳格に行うとした上で一般競争入札を行う、そ

ったものも考えられるかと思えます。

「(2) 入札参加事業者が提出した資料から、以下の必須項目・加点項目について審査する。」ということを書いております。審査はもちろん業務委託する地方公共団体が行うわけですが、その際の必要な学識経験を有する者2名以上の意見を聞かなければいけない、ということが想定されます。

「必須項目」、これはアからエまでありますけれども、1つでも満たしていない場合は失格になるということで、「ア調査スタッフの配置」ということで、委託業務が対象となる調査地域を十分にカバーし得ると認められるような形で調査スタッフを配置するというので、その要件としては幾つかありますが、ここに書かれてあるような要件でいいのかどうかというのが論点になるかと思えます。

それから、「イ調査実績」。その入札参加事業者が過去 年以内に以下の条件を満たす統計的なサンプリングに基づく訪問留置調査と認められるものを実施した経験があるかどうかということです。世帯調査の場合は世帯を対象とした調査員の訪問留置調査で対象世帯が何世帯以上のもの、例えばこういった形の条件設定を案としては書いておりますが、こういった形の条件が適当かどうか、このあたりも意見をいただければと思えます。

「ウ業務実施体制」として、「1) 指示連絡の体制」、「2) 調査スタッフの教育(研修)指導」、「3) 個人情報の管理・保護」、「4) 調査スタッフの安全管理」ということ。例えば「1) 指示連絡の体制」の最初に業務を総括する責任者を設置するとありますが、業務を総括する責任者とは一体どういう者とするか、そのあたりの定義要件をどうするかといったこともあろうかと思えます。

それから、「エ事業者の状況」ということで、例えば訪問販売事業等といったような業種で、調査対象に不安を抱かせる事業を行っていないか、例えばこういった条件をつける条件設計が適当かどうかということについても意見をいただきたいと思えます。

過去契約不履行等のために処分を受けたことが過去何年かさかのぼってないというようなことも条件になるかと思えます。

それから、「加点項目」ですが、これは今の必須項目で合格となった入札参加事業者に対して点数をつけていきます。その点数をつける評価項目ですが、調査スタッフの配置、調査実績、業務実施体制、その他ということで幾つか案を並べております。「(3) 落札者の決定」ですが、これは各評価項目の配点と、それから入札価格の方の評価配点、これを具体的に記述する形になるかと思えます。

「５．契約により民間事業者が講ずべき措置等」ということで、「 秘密の保護」、「 調査関係書類の適正管理」、「 調査結果の適切な取扱い」、「 再委託について」、「 スケジュールの遵守」、「 報告について」。この報告についてというところでは、受託者は調査スタッフから調査に携わっての意見、提案等を聴取するとともに調査状況、監査状況等及び経理事業実績のための報告書の作成を行う。こういう中で内部統制の形できちんと管理をしていくということです。

これは委託する市町村が完全に業者に任せるということではなくて、もちろん市町村自らも直接チェックするようなことも一部必要になるかと思いますが、これは事業者自身が内部統制で行うものという視点で書けるものです。

それから、「 調査について」ですが、これが市区町村の方が直接行うモニタリングということで具体的にここに列挙することを想定しております。この中で例えば受託者の事務所への立ち入り検査、こういったものをどこまで認められるかといったことも検討する必要があるかだと思います。「 指示について」はそういった結果を踏まえて必要に応じて指示をすることができるというような中身です。

「６．委託契約の解除事由等」ということで並べております。

「７．契約により民間事業者が負うべき責任」ということです。（１）として受託者が第三者に加えた損害について、市の方が損害賠償を行った場合には市は受託者に対して損害賠償額について求償することができる。（２）としては、受託者はこの契約に違反し、市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として市に支払わなければならないという書き方をしております。ただ、実際に損害額の算定のやりにくいものとか困難なケースもあるかと思いますが、そういう場合はあらかじめ違約金というような形の支払で定めることができるかということも論点としてあろうかと思いますが、ただ、その場合に違約金の上限額として相場がどのくらいになるのかということ、それから、そういった規定が業務実行意欲との担保効果がどういう形、どういう影響が出てくるのかといったようなことも意見があればお願いしたいと思います。

最後に「８．その他実施に関し必要な事項等」ということで、統計法令の遵守、委託者側の監督・責任体制、それから実施状況にかかる実績評価といったものを記述することを想定しております。

それから、委員限りで統計調査業務を民間委託する際に発生するリスクについて、未定稿ということで参考資料をつけておりますが、表の形にして契約の段階あるいは実査の準備、実際

の実査の段階とそれぞれについてどのようなリスクが考えられるか、それに対する対応、コントロールをどうするか、そういったものを簡単にまとめた表を参考として用意しております。

以上でございます。

竹内座長 いろいろ多岐にわたっていますが、ご意見がありますか。

今ここで出ている順番でもって議論を進めていきたいと思います。

まず、質について回収率だけをここに書いてありますが、回収率だけではどうも危険だということが試験調査の結果からわかったような気がするので、それをどう表現したらいいかという問題があるかと思います。これは非常に難しいです。つまり、回収率を表面だけ上げるなら調査拒否されたところはどんどん代替標本にかえて、記入内容がいいかげんであっても、とにかく書いてくださいというだけで調査票を持って来られたら表面的には回収率が高くなって中身が非常に悪いということになりますから、その質の確保というのは結構難しいのではないかと。つまり、わかるような数字でチェックするというのは何か難しそうだなという気がいたします。どのようにしたらいいのかよくわかりません。いかがでしょうか、その辺では何か。

舟岡委員 まず1点、未記入等の防止については、その対処の仕方、調査対象への照会による訂正等の手続を明確に定めて透明にしておくことが必要なのではないのでしょうか。継続していきますと業者の方で何らかの形の穴埋めが起きやすい内容ですので、そこについては手続をきちんと定めて透明にしておくことが必要だろうと思います。

竹内先生がおっしゃいましたように、ロジックチェックで明らかに調査内容がおかしいというケースについてどうするのかを、ここでは定めておかなくて良いのでしょうか。

竹内座長 未記入そのものもありますね。

舟岡委員 未記入はここに一応書いてあるのですが。

竹内座長 未記入は、率のことは書いてないですね。これはどこの入札仕様書によると思うのと、入札仕様書をつくるときに盛り込んでいくことの一般的なガイドラインは違うと思います。これは就業構造基本調査の場合と書いてありますから、就調ということを前提としての入札仕様書だとすれば、質についてもある程度書けるかもしれませんが、一般のガイドラインでしたらそこら辺は難しいですかね。むしろ一般のガイドラインとしては回収率を高めるのみならず、その回収された調査票の記入状況が初めの計画とそれほどずれておらず、かつその内容が十分信頼できるものになっていることというのは一般的な概念としては書いておく必要があると思います。それをどういう数字で表現するかは多分個々の調査ごとに違うのではな

いかと。特に世帯調査の場合と企業を対象にした調査の場合で違います。経理関係のことが企業について入っている場合と入っていない場合でも若干違いますから。そういうことを含めると一般的にはできない気がしますが、どうでしょう。

新村委員 やはりガイドラインとして、有効票というような概念をどこかで定義した方がいいと思います。エフェクティブな調査票であるということをきちっと事業者に、それが回収率であるということを言わなくてははいけません。竹内先生がおっしゃいましたように、多分調査によって違うのだと思います。そもそも国が実施しても回収率が80%なんていうのもありますので。やはり調査によって違うので、このガイドラインも調査によって書き替えるのではないのでしょうか。各調査によって、処理要綱は違いますよね。だから、書き替えるのだと思います。そのたびに考えなくてはいけないのですが、どこかでエフェクティブな票が幾つというような概念を入れないと本当に白票を集めてみましたというようなことになってしまうといけません。今回の未記入率の高さで私は懸念を持ったものですから。やはり有効票をどう定義してどうそれを事業者理解させるかというところは、余り知恵はないのですが、何かそういう概念を入れてほしいなと思いました。

大橋委員 回収率の目標値の設定の仕方ですが、私は基本的に民間委託するのだから従来国が実施していたよりは高い回収率を入札に当たっての目標値として当然設定すべきだと思います。

それから、先ほど未記入等の防止の点で、言葉の問題ですけれども、「市は必要に応じ」と書いてありますが、これはこういうことが未記入とかあるいは誤記入のようにしたものの調査票があった場合には、当然その市としては委託事業者に対して改善を求めるべきなのであって、必要に応じてというのはおかしいのでは、何か意味あるのですか。

竹内座長 これは市はそういう未記入などたくさん含んだようなものを一度に大量に受け取ってからジタバタしないで、途中でもっと何か措置ができるということなんですかね。それはその途中のモニタリングのプロセスとの関係になりますよね。だから、モニタリングのところではこういうことは入れた方がいいと思います。原理原則的に言えば、まさに大橋先生のおっしゃるとおりで、間違っただけであって改善を求めることができるというのは、求めることができるものというような概念に近いわけですね。そうでないと求められないというのに近いのですが、変えるようにということが本来言えないはずはないし、言うべきですから。ここよりもむしろモニタリングのところでは言わないと意味がないという気がします。

ですから、このところは一般的な表現と、それからもしその例示として就業構造基本調査

についてはこうだというようなことの両方出していただかないと考えるににくいと思います。一般的な面としてはやはり先ほど新村さんがおっしゃった合格した調査票というものは有効回収率ですかね。有効標本というか、そういうのがありますが、その成立ということを目的にすべきで、その有効なものというのをどうやって定義するかということは多分個々の調査で違うと思いますので、その辺を一般論と特殊ケースとに分けてもう一度考え直していただいた方がいいのではないかと気がします。

事務局 今の一般・特殊のところでも若干補足させていただきたいのですが、最終的に地方に対して示す基準その他になりますと、これは調査ごとにするということになりますので最終的には調査ごとのものになるというのは先ほど新村先生ご指摘のとおりでございます。それで、確かに調査ごとにもものを提示すべきなのですが、時間の制約もございまして、一般的なものと具体的なもの両方がいいんですが、なかなかすべてについて網羅的に示せないものですから。特に今は具体的に就業構造基本調査を例として、このようなイメージで書かれていくのではないかとご提示したものでございます。当然、先生方のご意見によって調査の種類でここは変わる、ここはもっとそれを考えなければいけないということで、枝をもっと具体的に書かなければいけないところは出てくると思います。そういったことで作業を今後進めさせていただければと考えております。

竹内座長 それぞれについて具体的にづくっていただくことになるのですが、具体的なものを一々ここで議論するわけではありませんから、一般的にはこういう考え方でいきますということをご具体化するとこうなりますということが、ちゃんとわかるように書いていただいた方がいいだろうと思います。それは実際の例としては就業構造基本調査の場合を書いていただければ結構だと思います。

では次に、いきたと思います。私が気になっており伺いたい点は、業務実施体制の中に業務を総括する責任者を設置すること、というのが具体的な体制として入っているのですが、当初の場合には実施全体についての責任者を置く必要があるのではないかとと思います。それはその事業者とは別に、事業会社の社長とか、契約の当事者とは別に、やはり専門的な知識を持った人が総括責任者でいないとだめだと思います。それは会社とはまた別な話だと思うものですから。

またある意味で言えば、会社が経験を持っていなくてもその総括責任者が十分経験のある人であれば、つまり会社を移ることもありますから、いいのではないかと気がします。やはりその業務を統括する責任者がいて、それはしかるべき経験とか学識を持つ者であることとい

うのが必須項目としてどこかに、必須項目の業務実施体制というよりも、就業構造基本調査の場合なんて書いてありますけれども、そういうことよりももう少し基本的な概念として必要ではないかと思います。私はその辺詳しくないのですが、国が契約するとき、その契約の当事者というのは経営者ですよね。その場合、そこで非常に特殊な経験、知識、専門性を持つことが必要である場合には、さらにそれを実施するに当たっての責任者というのを定めてもらう必要はないのでしょうか。

松島専門委員 普通はデータ管理をするような契約をする場合は、今竹内先生がおっしゃるように、会社の代表者同士が契約を結んだとしますけれども、必ず責任者を双方置きまして、つまり非常に緊急を要する事態のときに誰がどう対応するかということをお互いに確認し合っ、て、そこそこがホットラインみたいな形にするということは必ず定めるのが通例ですので、それは非常に必要なことだと思います。自治体の方も担当も人事で変わったりするので、誰い、くかがわからないというのでは困りますので。またその人が企業体でその人が途中で交代する、ような場合、必ず後任を届け出るとかそういう手だては講じておかないと、緊急事態に連絡の、意思の疎通ができないということになると思います。

竹内座長 やはりそういうことがあった方がいいわけですね。連絡の責任の問題、いわば現場責任者のような方がいないと、例えばトラブルが起こったとき、いきなり企業のトップの人がそこでどうこうできないでしょうから、やはり現場の責任者がしかるべき処置をとることがあってしかるべきだと思うので、それは前の方に入れておいていただいた方がいいのではないかという気がします。

事務局 先生、少し表現ぶりが悪いのでわかりにくいかもしれませんが、3ページのところの必須項目のところのウ、表現ぶりは業務実施体制という言葉になっておりますが、この項目は全部出してほしいということで入っている中に、(1)の中の最初のポツで、業務を総括する責任者を設置することという旨を今提示しておりまして、これは経営の責任者ではなくてまさに業務の責任者ということを想定しております。ただその要件はあまり書き切れておりませんので、そのあたりはいろいろご指摘いただきたいと思っておりますが、一応そういったようなことを想定してつくってはおります。

竹内座長 この表現でいいのですが、これをもう少し前の方に記載しないと、何かこの指示連絡の体制についてだけ責任者であって、スタッフの教育研修指導とか情報管理とかということについての責任者ではないようにも読めますから、これら全部の責任者だということを知りやすく表現してほしい。

事務局 ご指摘のとおりでございます。記述の箇所を修正いたします。

大橋委員 全体を通じて言えば、今のところも含めてもう少し具体的に書かないとこのガイドラインというか骨子イメージを受け取った自治体はどうすればいいか非常に迷うと思います。例えば委託者との連絡調整を行う体制が整っていること、ということを書いてありますけれども、どういう体制があったらこの体制が整っていると言えるのかが明示されてないと、どうしようもないではないですか。ある程度具体的にこういう体制をとってください、ということを書いておくべきだと思います。例えば、調査スタッフの支援・管理体制が整っていること、と書いてありますけれども、どんな支援体制があったらこれに合格するのか、今のままでは本当に明確でないです。

恐らくはこの種の委託契約、今回統計は初めてかもしれないですが、いろいろ他分野では実施しているだろうから、そのサンプルを見ても良かったらいいと思いますね。そうするとかなり具体的なことを書いてあります。

それから、もう一度前に戻って恐縮ですけども、2ページの4の(1)の総合評価競争入札によるものとするを書いた上で、その下に場合によっては総合評価競争入札でなくてもいいような意味合いのことを書いてあるのですが、総合評価競争入札がとり得ない場合というのはどのような場合なのでしょう。総合評価競争入札でないとなると要するに価格だけで入札決定をしないと、落札者の決定をしないとということをお認めということですよ。

竹内座長 これはどういう意味ですか。

大橋委員 一般競争入札によると書いてあります。

事務局 この「総合評価競争入札を採りえない場合」というのは、地方公共団体ごとにいろいろな会計の制度を独自で持っており、場合によっては総合評価競争入札方式を採るのがかなり高額な場合に限るといようなことを定めている例もあるようですので、そのようなケースは別途いろいろ考えなければいけないということで、留意というか、特殊なものとして別途考えるということを入れてあるところです。

竹内座長 地方自治体で総合評価競争入札をするということの金額を決めているときには、ある金額以上のものは必ずそうしなければならないという意味であって、それ以下のものはしはいけないという意味ではないように思っていました、そうなのですか。

事務局 個別の自治体の実務についてはまだ研究中ですが、自治体によって総合評価入札方式をどういときに入れていくかというのは自治体ごとにそれぞれ決まりがあるようです。

竹内座長 それはこういう場合には必ずこうしなければいけませんということは書いてある

だけであって、それ以外の場合にはそうやってはいけないと書いてあることはないと思います。例えば、今はほとんど競争入札になったと思いますけれども、前に随意契約が認められたときに、ある金額以上は競争入札しなければいけないというルールがあったはずですが、その場合にはそれ以下のものは競争入札してはいけないとは書いていないと思うのです。ですから、そこは余り問題でないかと私は思います。

事務局 そこも含めて、まだ研究中ですので調べていきたいと思います。

新村委員 全体的に思うのですが、どこまでここに書くのかと。先ほど大橋先生のおっしゃったことと関連していますが、例えば地方自治体は確かに具体的なこういう体制があったらいいというように書いてあったらいいと思いますが、多分民間業者はそれでは困ると思います。その体制が何をアウトカムとして必要としているのか、ということが書かれていれば、それは自分の会社の体制の中で私たちはこうやっていますと言えると思うのですけれども。箸の上げ下げまでここに書くのかどうかというところが私もよくわからなくて。全体としては定義とか事例が欲しいとは思いますが、それは自由度を全く認めないようなものになってしまって、民間開放の趣旨と外れる部分があるんですね。恐らくこういうことで一体何が結果として必要なのかというところだけ書いてあればいいのかなと思いますが、果たしてそれでいいのかなというのがわかりません。今そういう意味では意見を言うのを迷っているところです。

個別のこと、例えば調査スタッフにしる何にしる、もう少し細かく定義してあげた方が自治体は楽だろうと思いますけれども、そこまで言ってよいのかどうか。例えば連絡体制も、それはこういう連絡でこうやるんですよと言えば楽だけれども、それは全く企業風土や何かと合わない会社もありますよね。私たちはこういうときにはこうやっていますというのがわかればいいわけです。私はどちらかということこれは標準マニュアルで、あとは自分でそれにつけ足せばいいのかなと思っていたのですが。その辺がもう必須だとその体制を全く同じにつくらなくてはいけないというように読むのかどうかということも疑問です。どちらの方向で意見を言っているか、悩むところです。

竹内座長 新村さんが迷われるのはよくわかります。この入札時の骨子イメージについて具体的な調査を前提にして細かく規定したものをつくるのか、それとももっと一般的な考え方を入れるのかということについて少し曖昧なんですね。例えば就業構造基本調査に対するもので言えば、それはそれではっきりわかるわけですがけれども、次の別の調査にまた同じように実施するのかどうかという問題が起こってきます。

やはり我々の議論の仕方としては、一般的な状況についての原則をまず考えて、それから具

体的な調査についてどうするかということになると思います。その場合に一般的なことを考えるときにもここにあるようなことを全部具体的にきちんと、例えばある程度以上の調査実績があることというのは大原則として当然必要だと思いますけれども、その場合に過去何年以内にとのくらの大きさの統計でサンプル調査をやったことがあるかというようなことを一々書くのでしょうか、あるいはそれは状況に応じて書く必要があるのでしょうか、とかいうようなこととなりますから、こういった調査実績の詳細を共通の原則としてやることはできません。ですから、その辺のことはもう少しこちらの頭を整理できるような形でやられた方がいいと思うのですが。

ただ、指示連絡の体制というのはやはり必要ではないかと思います。それから、調査する人の教育研修も必要であるということですね。管理体制は一応抽象的にはこう書いておいて、さらに具体的な調査の場合、どういう人であるかということまである程度決めなければいけないかもしれませんね。

新村委員　そこまで決めるかどうかというのがあるかと思います。

竹内座長　具体的な場合には決める必要があるのかどうか。

衛藤局長　こういうことを言うとまた役人が、というようなことになってしまうのかもしれませんが、各省が専門的な業務を委託しようと企業を見る場合、国家資格を持っている人が何人以上いなくてはならないという話になりがちです。今のところ統計調査士みたいな資格はないわけですが、大橋先生が言われるように、具体的な要件になれば参入障壁というようなことで、また民間開放の意にそぐわない。けれども、やはり統計の水準を維持するために何らかの指導ではないですが、指導員の能力水準をキープする必要がある。そうするとやはり例えば何年先の統計、周期調査であれば周期調査、経常調査であれば経常調査を見込んで、何らかの研修なりそういうことを事前に統計局なり研修で施して行って、それも単なる統計技術だけではなくてマネジメント能力がまた必要かもしれませんが、何かそういうことも考えていかないとなかなかこの問題は難しいのかなと感じました。

竹内座長　今局長がおっしゃったことは私も感じています。つまりこういうときにはやはり政府の側としても業者の質を上げるためのいろいろな教育指導ということをやらなければいけないんですね。ただそれをやれるかどうかというのは今この問題の中には書けないのですけれども、やはりそれをやった上でそういう教育指導を受けたことがまたその契約のための条件にするというようなことをやっていかないと本当は質が向上されないと思うのですが。それはむしろ一般的なことと思っていますので。

恐らくここには入れられないかもしれません。当面はこうしておくより仕方がないですね。教育研修指導のための適切な人がいることと書いておいて、その人、資格ある人というのは将来ある程度体制が整ったらそういう体制できちんとやる人ということを考えて方がいいのではようかね。

舟岡委員 私も同感です。ここに書くかどうかはともかくとしまして、かなり具体的なものを示すことで、それに向けて入札し落札したいならば体制を整えるというメッセージにもなるわけです。例えば詳細に迅速かつ的確な対応を整える体制云々というのは恐らくコールセンター等の専門的な形で確保しておくとか、具体的に幾つも書き込めると思います。ここへ書くかどうかはともかくとしてそれは必ず必要だろうと思います。抽象的だとそれぞれの理解で大きな食い違いが出てきて、業者も困りますし、市町村も困ることになるかなと。

大橋委員 私が先ほど総合評価にこだわった理由は、こういう例えば落札者を決定するに当たっては当然のことながら総合評価であるならばある程度点数化して決定せざるを得ないのですよね。だから、例えばこの調査スタッフの支援管理体制が整っているかどうかというのを、こういう状態だったら何点というように点数化して自治体は落札値を決定すると思います。そういうことであるならば、やはりできるだけ可能ならば具体的に示さないと、自治体にとってはこういうイメージを出してきても抽象的であったら何の役にも立たないですよ。

だから私は、やれる範囲はありますけれども、全部やれという意味じゃないですが、できるだけこういうものを自治体で示すんだったら具体的な事例あるいは定義をした上で示す必要があると思います。

梶川専門委員 この手の業務体制の整備の話というのは、民間に委託するという意味で2つあると思います。1つは、本来この業務が実行されるに当たってのリスクポイント、つまりコントロールをされなければいけないリスクを示されて、それに対して各受託者が独自にそのリスクをこういう形でコントロールしますと、これは今の企業の内部統制のスタンスですが、それはそれなりに経営事業者の方で自発的に工夫をされる。その形を出しただいて、本来の必須要件に当てはまるかどうかを判断されるという形。

もう一方は、そもそもリスクだけではなくて、そのコントロールの方法論全部を提示してしまつて、このプロセスに従って行ってほしいという指示を出すのか。

ただ、どちらかというところある程度民間の知恵も入れながら全体の業務コストを下げるという意味で言えば、私は前者のリスクコントロールされるリスクを明示される、それはそれぞれ受託者が受託者なりに工夫されて、コストも含めて最小限に行われるということも工夫の余地に

入れられるという点はあるのではないかと思います。

ただ、内部統制組織の整備というようなことも全部必須項目に入られるので、むしろ加点項目から必須項目の方に多くの部分がってしまうのかもしれませんが、その目的が果たされていけば、あとはある程度金額で評価されるという方法論も必須項目の立て方によっては十二分にできるし、逆に透明度は上がるという要素もあるのではないかという気がします。

そのケースでは当然受託者はモニタリングを自分自身でしますし、さらにそのモニタリングをした結果をモニタリングするという、それは直接受託者に対して発注者が当然モニタリングをかけるということになると思います。そのケースは両者ともにきちっと委託契約書の中でどこまで強制的に見せてもらいますよ、ということを決められればかなりの観点で一連の牽制的モニタリングが可能になるのではないかというように考えております。

小川委員 先ほど竹内先生から責任者というのですか、ある程度統計がわかっている人というような発言がありましたが、現状では必須項目と加点項目の両方を満たす統計スタッフを求めていると。統計調査に精通した責任者であるかというのが加点で、必須の方は業務を総括する責任者であることと。そうなってくると、加点されるために統計がわかる人、それでは今度は余計コストかかるし、どこまでをコスト上げていって、結局入札価格をどうするかという問題になります。要するにマージナルコストとマージナルユーティリティーの接点をどこで見つけるかというのは非常に難しくなってきます。

私が応募するとしたら、どこまで加点を狙えばよいかがよくわからなくなりそうです。ある程度自由度を与えておいて業者の方で取捨選択してもらおうしかないですかね。それでよいかと思いますが。

竹内座長 私が言ったのは、何か統計で資格があって、それを持った方を責任者とするといったことを必須項目とするつもりはないのですが、必須項目としてはやはりそういう責任者はいるということを明確化するということが大事です。それから、その責任者がきちんと経験がある人かどうかというのはやはり加点項目になり得てもいいと思います。つまり、純粋な素人がそういうのをやっていたら困るということが基本にあると思いますから。もちろん逆に言えば減点項目になってほしいということですね。

小川委員 先生のおっしゃられる考えでは調査スタッフの安全対策が講じられていることというのは必須項目になって、加点の方に安全対策が効果的であるかどうかということでしょうか。効果的でなければ安全でないわけなので。

竹内座長 業務実施体制については整っていることとか何かここにありますがけれども、本当

はそういう体制があって、それがどういう体制であるかをきちんと知らせることが必須項目でいいと思います。それがどの程度整っているか等、どの程度有効であろうかということ判定するのが加点項目なので、何か整っていること自体を必須項目にすると一体どこまでできればいいのかという話になってしまいますから。要するに、必須項目はそういうものがきちんとあって、それをきちんと契約書の中で業務計画の中に、報告する計画の中に書いてあることで、それがどの程度整っているかは次の加点項目で評価するというように考えます。

新村委員 先ほど梶川先生がおっしゃったことに賛成ですが、そもそも国が契約主体だったらそのままでもいいと思います。ただ、地方自治体がどう判断されるかという判断の基準を示さなくてはいけないというところで、少し悩んでいます。地方自治体を本当に信頼して国と同じで、意図も全部伝わっていると考えれば先ほどのでいいと思いますが、これまでの経緯でいけば、多分自治体から統計局の方へ「整っているというのはどういう基準で判断するのですか」とかそういう質問がくるような気がします。それを評価するものはここに入れるのか、それと別にもう1つ文章がいるのか。

竹内座長 これには入札仕様書に盛り込む事項の骨子イメージと書いてあります。入札仕様書に盛り込む事項の骨子イメージと、その前提として入札仕様書をつくる際に各自治体が考える報告のガイドラインというのを二重にしないと、実際は無理だと思います。ガイドラインを二重にするのは嫌ですが、そうでないとむしろ逆にいえば入札仕様書の事項の骨子イメージなるものを調査ごとに全部今度は国でつくって、今度の調査はこれでやってくださいというのは大変ですから。やはりガイドライン的な一般方式をつくって、それから入札仕様書というのはこういうものになる、それから具体の調整はこうなる、と例として出していく必要があるかと思います。あとは調査ごとに各自治体でその入札仕様書はつくってもらえないと。入札仕様書のつくり方を一回ごとに全部指導するのではとても間に合わないでしょうね。だから、これ一本でいくのは難しいかもしれませんね。

松島専門委員 今座長がおっしゃったことと関連するんですが、基本的に頭の整理として、入札のときの体制の問題と、それからモデル契約、モデル契約というのは必ず示さないとやはり全国的に問題が生じると思うので。つまり私の議論でいくと、契約の中に権利義務として盛り込まないといけない項目ということの中に何をを入れていくかと。

法律家としての関与ですけれども、もしモデル契約を法律家がつくるということ頼まれるならば、その部分はわからない分野ですね。統計のことがわからないんです。だから、最低限契約事項として、例えば今言った統括責任者を置くというのはより統計業務によって必要で

あるならばそれはもう必ず契約事項にしなければいけませんね。契約事項にするということになると入札の条件ではなくて、こういう形で契約してやるんだということになりますので。議論としては必須項目云々というのとはまた別に、契約して拘束し合うようなことにどれだけ統計のクオリティを守るためにどういう条件を入れていくかというのが我々の法律家にとってはわからないことなんです。

後から出るかもしれませんが、解除のことだとか損害のことだとかというのは専門家なのでわかるのですが、どのようなことを契約でやっておけば、最低限の今回民間委託する上で一番いいのができるか。それはもうかなり必須項目と連動するのでしょうかけれども、必ずしも一致はしない。加点というのはまた全然違う発想になるので。

だから、そこはこのとりまとめの途中からまた5が契約に入ったりしているので、入札条件と契約を分けるなどして少し整理をされた方がいいのかなと思います。

竹内座長 契約の中に必ずあるものとしては納期なんてあるわけですからね。そういうのは必須条件とか何とかじゃないわけで、納期を守ることなんていうのは必須条件、契約そのものですから。

ですから、その辺はまだこの議論について今後続けていいのでしょうか。その法律関係の方の意見を伺って、契約のレベルの問題と入札資格の問題と、そしてまた望まれる条件としての加点項目という問題とレベルを分けてやっていただいた方がいいのではないかと思います。

それで、実はこの辺はこの次にまた議論を続けていただく必要があると思うのですが。実は私は1つだけちょっとはっきりさせたいことがあって、5のところですね。契約には民間委託構成組織等の中に、 の調査関係書類の適正管理というのはいいいのですが。この中に調査終了後、調査スタッフから抽出単位名簿をすべて回収する、調査スタッフから回収された抽出単位名簿についてはその内容を速やかに処分、調査票及び抽出単位名簿については当調査以外に転記をしてはならない、いかなる理由があっても第三者に云々というようなことを書いていますけれども、調査終了後は調査票の内容及び調査票そのものは全部原則としてデータは国に返還して、コンピュータの中に入っていた部分はきちんと除却する、破却するということでないといけないのではないですかね。人に使わせてはいけませんが、持っていて構わないというように書いてありますけれども、それはおかしいのではないのでしょうか。

だから以下の利用に対する研修、そして調査終了、契約終了後はその内容を全部名簿も含めて国や市に提出し、かつ残っている情報は全部破却するというように書いておく必要があると思います。

事務局 それを踏まえまして、焼却・溶解等をする対象物の範囲についてまた検討させていただいて修正したいと思います。

竹内座長 調査票、個票そのものの情報は国、市町村が持っているのはいいけれども、この業者がそのまま保管していることはやはり許されないということですから。

ちょっと時間が大分たってしまいました。この問題はまだ終わっていないということでご了解をいただきます。

それでは、今後の進め方についての説明をお願いします。

飯島課長 今後の審議予定ということで、資料2に1枚紙としてまとめております。

この研究会は年度内設置ということでスタートさせていただいておりますけれども、今後の審議事項といたしましては、1つは先ほどご覧いただきました試験調査につきましてはさらに分析、検証していくことになろうかと思えます。現在行われている2つ目の試験調査は、10月から12月の四半期ということで今年いっぱい調査期間になっております。これが終了しますと1月に調査票が提出されてくる。そのあたりの一連の作業が終わったところで事業者からのヒアリングということで、事務局が直接出向いて聞くことも考えておりますし、またこの研究会の場に参加していただいております。お話を聞くということもしたいと思っております。

また、試験調査の結果につきましても今回は1つ目の四半期の結果だけでございましたが、2つ目の四半期の結果も含めて、2回目の四半期で何か少し改善された点などができているかどうか、そういったのも合わせて見る必要があるかと思えます。

そういう分析、検証を踏まえて2つ目の でございますが、今後の民間開放に当たっての留意点、課題、そして対応策ということをご検討いただき、今後の取組内容等につきまして最終的には研究会として報告書を取りまとめる形で進めさせていただければと思っております。そういう報告書の中身も年明けになりましたら検討いただく必要があるかと思えます。

ということで、あとテーマとしては2つ目の仕様書の関係につきましてもさらに本日の意見もいただきながら詰めていきまして、都道府県、地方公共団体の方には、1つは法定受託事務の処理基準として示す内容と、それからさらにモデル的な仕様書ということで、今回は骨子のイメージですが、ここにまだ十分書かれていないことも肉付けした上でこれをこのまま使えば入札仕様書になりますよというようなところまでできるだけつくった上で、各調査別につくる必要が最終的にあるかと思えますが、そういうのも詰めていきたいと思っております。

今後の進め方でございますけれども、1月に試験調査は大体終わりますので、民間事業者からのヒアリングは現在2月上旬ぐらいにできればと考えております。事業者の方とも日程を確

認した上でいろいろ準備をしまいたいと思います。

それから、試験調査の分析、検証、報告書案の審議。それから先ほどの入札仕様書の中身が議題になってくるかと思います。特に報告書案につきましては最初の論点整理から内容議論ということで数回審議いただく必要があろうかと思いますが、あと1月から3月、3か月ありますけれども、できましたら月2回程度のペースで集中的に審議いただくことが必要ではないかというように考えております。もしこういう方向で了承いただければ月2回ぐらいの日程の設定でまた相談をさせていただきたいと思います。

以上です。

竹内座長 今日には議題の中に試験調査に対する意識調査についてというのがあったのですが、時間がなくなってしまいましたし、試験調査の結果はこの次も報告いただけるわけですから、それに対する意識調査の件もこの次にさせていただきたいと思います。

事務局 意識調査の内容については一度審議いただいております、今回はそのとき審議いただいた内容で実施するというのでよろしいかどうかの確認だけさせていただきたいと思います。

竹内座長 それは実施していただきますということでいいですね。それで、その結果はまだ出てないんですね。何か意見ありますか。

土屋委員 この意識調査の調査票は変えられないんですか。参考2の2ページ目の問3のところ、回答が難しく回答できなかった調査事項がありましたかという質問があります。未記入が多かったので、よくわからなかったから未記入だったのか、答えたくないから未記入だったのかという未記入の理由をわかるような感じに変えた方がいいのではないかと思います。

竹内座長 それは、どうですかね、よくわからないな。先生の趣旨はわかりますけれども。

事務局 指摘を踏まえてちょっと対応を検討したいと思います。

竹内座長 わかりますけれども、嫌だったのですかと言われても余り答えないのではないかと、という気もしないでもないですね。

土屋委員 未記入がどうして生じたのかというところを何かうまく分かるような形に工夫した方がいいのではないかと。

竹内座長 それは考えていただければ。

それでは、結果は後で伺うことにします。

それから、科学技術研究調査の実施要領についてという話も出ていますのですけれども、それは何か今日言う必要があるのですか。

飯島課長 最初に資料の紹介で申し上げましたけれども、委員限りということで現時点での

科学技術研究調査の民間競争入札の実施要項の案というのを参考としてつけさせていただいております。これは現在内閣府の入札監理小委員会でもまだ審議がされている状況でして、今後そこでもいろいろ意見をいただく予定ですので、また今後変わってくるかと思いますが、前回の研究会で一度お配りしましたので、まだ中間的なものでございますがその後の変更状況をお配りさせていただいたものです。

竹内座長 それでは、そういうことで、まだこれも中間的なもののようなので、最終的に決まったところでもう一度見ていただければ済むのではないかと思います。いろいろ細かいところにご意見があるかもしれませんが、もしご覧いただいてご意見がありましたら事務局の方へ直接連絡していただければと思います。

ということで、今年はこれで終わりですが、来年の1、2、3月は十分また何回かお願いしなければならいようになっています。

それでは、今日はこれでよろしいでしょうか。何かありますか。

では、どうもありがとうございました。